

## 【別紙】運営者が定める運用方針等について

運営者は、下記の運用方針等により、貸付及び社債券への投資を行います。

### ◆貸付方針

貸付方法	金銭消費貸借契約による証書貸付
貸付通貨	日本円、米国ドル、欧州ユーロ
貸付金利（年間）	7%～15%
貸付実行日（予定）	個別貸付により決定
貸付期間（予定）	1年～3年
回収方法	予定通り返済されない場合には原則として、以下の対応を行う。 1. 電話メール及び訪問により返済の督促連絡を行う。 2. 海外貸付の場合は現地アレンジャーと連携して回収手続きを進める。 3. 貸付債権を債権回収会社に売却する。
モニタリング方法	1. 財務状況等を確認できる資料を請求し、最終資金需要者へのヒアリングや面談等を行う。 2. 海外貸付の場合は現地アレンジャーと連携して資料請求、状況確認を行う。

### ◆投資方針

投資対象	固定利付の公募・私募社債券
発行通貨	日本円、米国ドル、欧州ユーロ
利率（年率・税引前）	7%～15%
買付予定日（予定）	個別社債券により決定
償還年限	残存期限3年以内の中短期債
回収方法	予定通り返済されない場合には原則として、以下の対応を行う。

	<p>1. 社債取扱業者を通じて発行体の状況を確認する。</p> <p>2. 買戻し条項が付いている場合は買戻しのコールを行う。</p> <p>3. 社債管理会社の定めに従い回収手続きを進める。</p>
モニタリング方法	<p>1. 社債取扱業者から発行されるレポートから発行体の財務状況等を確認し、発行体へのヒアリングや面談等を行う。</p>

#### ◆運用方針

貸付比率	営業者から借り入れた金額の50%以上とする。
社債券 <sup>※1</sup> に対する投資比率	営業者から借り入れた金額の50%未満とする。
期限前弁済が発生した場合	最終資金需要者より貸付に係る期限前弁済が生じた場合は、別途貸付債権を充当して貸付比率を保つようとする。 充当する貸付債権が無い場合には社債券の全部もしくは部分売却を行うことで貸付比率の維持に努める。
最終資金需要者の所在国	国内と海外で2カ国以上とする。
最終資金需要者の条件 <sup>※2</sup>	①収益性のあるビジネスモデルで、債務超過ではないこと。 ②総資産が100億円以上又は総資産営業利益率が10%以上であること。 ③業歴が5年以上であること。 ④過去継続して黒字又は一時的な業績不振にあっても代表者や株主等からの支援が確実に見込める先であること。

※1 「社債券」とは、次に掲げる有価証券をいいます。

- イ 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券
- ロ 金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、イに掲げる有価証券の性質を有するもの

※2 「最終資金需要者の条件」は、最終資金需要者への貸付又は最終資金需要者が発行する社債券を取得する目的で設立された法人は対象外となります。